

令和3年度（令和4年4月採用）
一般財団法人松本市芸術文化振興財団事務局嘱託職員選考採用案内

一般財団法人松本市芸術文化振興財団

この選考は、一般財団法人松本市芸術文化振興財団の事務局（以下、「事務局」という。）に勤務する嘱託職員の採用候補者を決定するために行うものです。

1 選考の職種、採用予定人員

職種	採用予定人員	従事する業務内容
嘱託職員	1名	(1) 主に財団全体の経理（予算・決算書作成、支払書類審査、各種税算出など）、総務（理事会・評議員会資料作成、法人登記、法律改正時の対応、職員給料支払に関すること、働き方改革、人事採用、労務管理、システム対応全般など）を担当する。 (2) 事務局が関与する各種事業の補助を担当する。

2 応募資格

- (1) 国籍は問わないが、日本語が堪能であること
※ただし、就職が制限されている在留資格の人は除く。
- (2) 採用後、勤務地への通勤が可能であること（採用後は原則としてマイカー以外での通勤となりますのでご承知おきください。）
- (3) 音楽や演劇などの文化芸術の分野に関心を持ち、意欲があること
- (4) ワード、エクセル等で資料作成ができること
- (5) 次の欠格事項に該当しないこと
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

※経理の実務経験や簿記・公会計の知識があり、前職で管理職での経験のある方は優遇します。

3 応募要領

(1) 選考採用申込先

〒390-0874 松本市大手3丁目8番13号 松本市役所大手事務所5階
一般財団法人松本市芸術文化振興財団 採用担当者宛

(2) 申込受付

ア 受付期間

令和3年12月1日（水）から令和3年12月20日（月）まで（必着）

イ 申込方法等

事務局（松本市役所大手事務所5階）へ履歴書を郵送するか、直接持参してください。
申込の秘密は厳守します。（感染症対策のため、郵送での提出を推奨しています。）

※合否にかかわらず、履歴書及び提出書類等は返却いたしません。

(3) 申込受付に必要なもの

ア 履歴書（任意様式のもの。用意できない場合には、別紙履歴書を印刷し使用してください。）

※ 履歴書への写真添付は任意です（選考に影響はありません）。

イ 職務経歴書（任意様式のもの。用意できない場合には、別紙職務経歴書を印刷し使用してください。）

4 選考の方法

第1次選考	(1) 履歴書記載事項に基づいて選考を行います。 (2) 選考結果は、令和3年12月中旬に通知します。
第2次選考	(1) 第1次選考者から筆記試験、面接等により第2次選考を行います。 (2) 第2次選考試験は、令和4年1月中旬に実施を予定しています。（変更になる場合があります。） ア 筆記試験：小論文 イ 面接：人物、性向等について個別面接

5 合格発表

令和4年1月下旬（予定）

6 採用

令和4年4月1日

※採用時に健康診断書及び住民票記載事項証明書を提出いただきます。

7 勤務地

松本市役所大手事務所

8 処遇・給与等

(1) 任用辞令は令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。ただし、任期満了後も成績等に応じて再任用あり。

(2) 給与は、当財団の給与規程に基づき支給（月額202,000円～（諸手当を除く。）。）

※前職等の実績に基づき加算あり。

(3) 各種手当を、それぞれの支給要件に応じて支給

(4) 社会保険として、健康保険、厚生年金、雇用保険あり

(5) 定期昇格・昇給無し、退職金制度無し、賞与有り（2カ月）、時間外労働有り

(6) 定年60歳、再任用制度有り（65歳まで）

(7) 勤務時間及び休日等は、一般財団法人松本市芸術文化振興財団職員の任免、給与、服務等に関する規程（松本市の例による）に基づく取り扱い

ア 勤務時間：原則として、午前8時30分から午後5時15分までの間

イ 休日：土日及び祝日、年末年始

9 問い合わせ先

選考採用に関して不明な点は、下記に問い合わせてください。

一般財団法人松本市芸術文化振興財団事務局（担当 小川、忠地） 〒390-0874 松本市大手3丁目8番13号 電話番号 0263-34-3293 FAX番号 0263-34-3018 e-mail: bunkashinko@city.matsumoto.lg.jp
